

# 人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、行政運営等の状況を次のとおり公表します。

- 1 職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

<お問い合わせ先>

- このページに関するご質問及びご意見は、人事課までメールもしくは下記にご連絡ください。  
人事課 T e l 0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 2 1 / F a x 0 9 2 - 9 4 2 - 3 7 5 8

1 職員数に関する状況

(1) 職員数

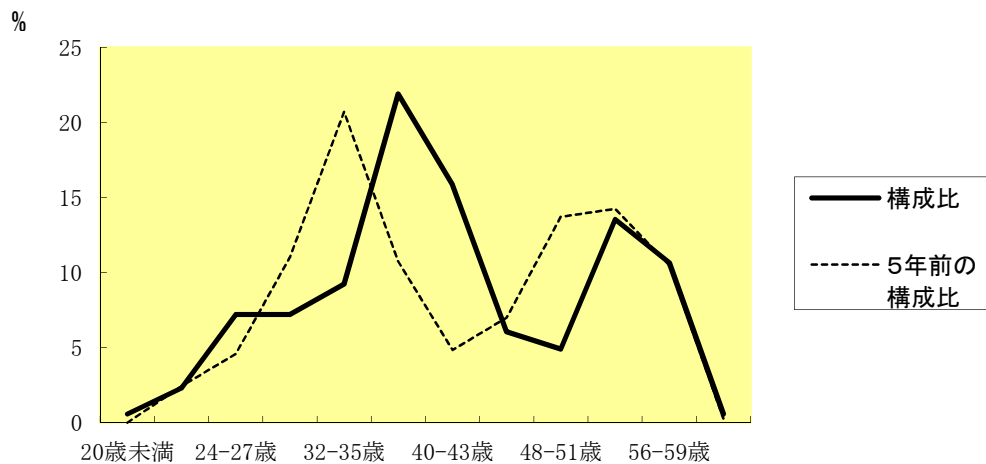
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	78	74	-4	機構改革に伴う事務の統廃合
		税 務	22	23	1	業務増
		農林水産	12	12	0	
		商 工	3	4	1	業務増
		土 木	21	20	-1	育休者復職後の異動
		民 生	89	84	-5	機構改革に伴う事務の統廃合
		衛 生	25	26	1	業務増
	計	254	247	-7	参考：人口1万人当 42.5 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 45.42	
	教育部門	48	50	2	業務増	
消防部門	0	0	0			
小 計	302	297	-5	参考：人口1万人当 51.1 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 60.51		
会計部門 公営企業等	病 院	0	0	0		
	水 道	14	14	0		
	交 通	0	0	0		
	下 水 道	14	14	0		
	そ の 他	25	22	-3	機構改革に伴う事務の統廃合	
	小 計	53	50	-3		
総 合 計		355	347	-8		

※職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員を含みません。

※ [ ]内の数値は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	25人	25人	32人	76人	55人	21人	17人	47人	37人	2人	347人

(2) 職員数の推移

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	258	250	249	254	254	247	-11 ( -4.3% )
教育	66	65	64	54	48	50	-16 ( -24.2% )
消防	0	0	0	0	0	0	0 ( 0.0% )
普通会計計	324	315	313	308	302	297	-27 ( -8.3% )
公営企業等会計計	48	48	50	50	53	50	2 ( 4.2% )
総合計	372	363	363	358	355	347	-25 ( -6.7% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件费率
22年度	58,156 人	17,044,673 千円	521,232 千円	2,740,875 千円	16.1 %	16.6 %

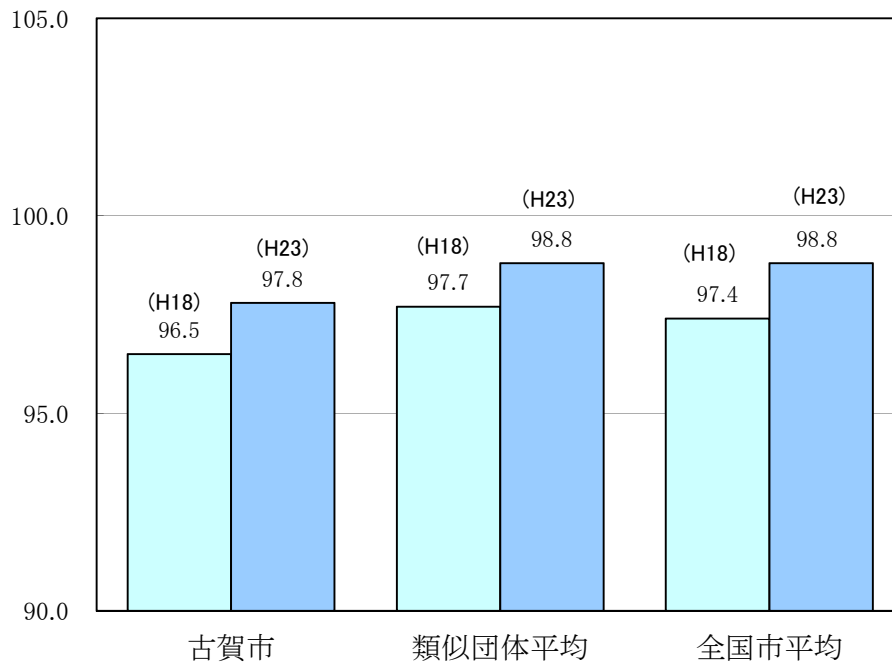
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	320 人	1,171,707 千円	192,006 千円	435,875 千円	1,799,588 千円	5,624 千円	6,338 千円

#### 1 職員数に関する状況

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4) 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	392,600	402,500	427,200	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古賀市	40.8 歳	311,503 円	393,923 円	344,141 円
福岡県	43.6 歳	344,975 円	425,466 円	383,157 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.8 歳	328,921 円	422,226 円	380,777 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
古賀市	41.4 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
うち調理員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち清掃職員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
福岡県	52.3 歳	888 人	340,170 円	389,825 円	370,559 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円
類似団体	47.7 歳	39 人	327,320 円	386,239 円	365,099 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(6) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区分	古賀市	福岡県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	大学卒	172,200 円	— 円	— 円
	高校卒	144,500 円	137,500 円	137,200 円

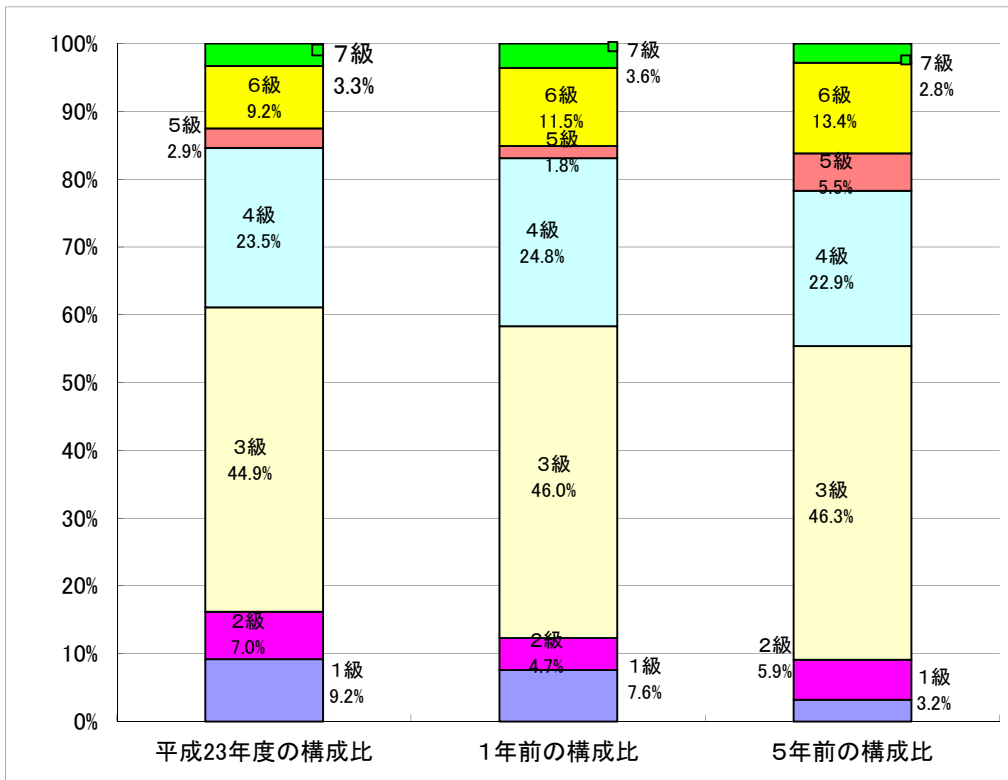
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	260,017 円	302,278 円	338,650 円
	高校卒	243,100 円	— 円	306,750 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師、保健師、図書司書、保育士、作業療法士	25人	9.2%
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師、保健師、図書司書、保育士、作業療法士	19人	7.0%
3級	(1) 主査 (2) 主任主事、主任技師、相当高度の知識又は経験を必要とする保健師、図書司書、保育士、作業療法士	122人	44.9%
4級	係長、主幹、主任保育士	64人	23.5%
5級	保育所長、課長補佐、参事補佐及びこれに相当する職務	8人	2.9%
6級	課長、局長、所長、室長、場長、参事及びこれに相当する職務	25人	9.2%
7級	部長(議会事務局長を含む。)、理事	9人	3.3%
合計		272人	100.0%

- (注) 1 古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(9) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を反映する昇給は実施していない。
------------------------

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

古賀市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,388 千円	1人当たり平均支給額 (22年度) 1,580 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~20%) ・管理職加算 (10~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~20%) ・管理職加算 (10~25%)

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

課長級の職員について人事評価制度を成績率に反映した。
----------------------------

② 退職手当 (23年4月1日現在)

古賀市			国		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職措置	2~20%)		(定年前早期退職措置	2~20%)	
1人当たり平均支給額	7,032 千円	25,886 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	37,632 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	117,967 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	3 %	319 人	3 %

④ 特殊勤務手当

支給実績 (22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)	0 %		
手当の種類 (手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において職員が感染症患者若しくは感染症のおそれのある患者の救護等の業務に従事したとき	1件につき 500円
行旅死亡人死体措置従事手当	右記の業務に従事した職員	行旅死亡人の死体措置に従事したとき	1件につき 1,500円
行旅病人救護従事手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の救護業務	1件につき 500円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	59,244 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	218 千円
支給実績 (22年度決算)	66,873 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	248 千円

⑥ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		
扶養手当	配偶者	13,000円	同	-	31,819 千円	99,745 円	
	配偶者以外	1人目 配偶者がいる場合					6,500円
		配偶者がいない場合					11,000円
		2人目以降					6,500円
		満16歳以上22歳までの子についての加算額					5,000円
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	27,000円	同	-	20,454 千円	64,117 円	
	持家	2,500円	異	新築・購入については5年間に限り2,500円支給(国はなし)			
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同	-	11,926 千円	37,385 円	
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額	55,000円					
管理職手当	部長級の職員 給料月額×15%	-	-	26,536 千円	541,535 円		
	課長級の職員 給料月額×12%						
	課長補佐級の職員 給料月額×10%						

※管理職手当については、平成20年1月1日から平成23年3月31日までの間、支給額を10%減額措置しています。

(11) 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	(参考)類似団体における最高/最低額
	市長 875,000円 / 989,000 円 / 582,400 円
	副市長 689,000円 / 820,000 円 / 612,000 円
報酬	議長 495,000円 / 698,000 円 / 395,000 円
	副議長 436,000円 / 618,000 円 / 345,000 円
	議員 400,000円 / 570,000 円 / 315,000 円
期末手当	(22年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 計 2.95月分
	(22年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 計 2.95月分
退職手当	(算定方式) (支給時期)
	市長 給料月額×在職年数×510/100 任期満了時 副市長 給料月額×在職年数×300/100 任期満了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



(12) 公営企業（水道事業職員）の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	972,368 千円	55,284 千円	81,779 千円	8.4%	9.3%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	14 人	53,600 千円	7,369 千円	20,810 千円	81,779 千円	5,841 千円	6,443 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
古賀市	45.7 歳	334,679 円	486,780 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

古賀市	古賀市 一般行政職平均
1人当たり平均支給額(22年度) 1,486 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,388 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

課長級の職員について人事評価制度を成績率に反映した。
----------------------------

イ 退職手当（23年4月1日現在）

古賀市			古賀市一般行政職平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職措置 2～20%)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	— 千円	27,018 千円	1人当たり平均支給額	7,032 千円	25,886 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		1,670 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		119,258 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
	3%	14 人
		一般行政職の制度(支給率)
		3%

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0.0%		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	3,437 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	246 千円
支給実績（22年度決算）	2,633 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	188 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)		
扶養手当	配偶者以外	配偶者	13,000円	同	—	957 千円	159,500 円	
		1人目	配偶者がいる場合					6,500円
			配偶者がいない場合					11,000円
			2人目以降					6,500円
			満16歳以上22歳までの子についての加算額					5,000円
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	27,000円	同	—	788 千円	262,500 円		
	持家	2,500円						
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同	—	305 千円	33,833 円		
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額	55,000円						
管理職手当	部長級の職員	給料月額×15%	同	—	988 千円	494,072 円		
	課長級の職員	給料月額×12%						
	課長補佐級の職員	給料月額×10%						

※管理職手当については、平成20年1月1日から平成23年3月31日までの間、支給額を10%減額措置しています。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時00分
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(注) 職場等により、上記と異なる場合があります。

#### (2) その他の勤務条件

##### ① 休暇（平成23年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合	1年
		その他の疾患の場合	90日
特別休暇 (主なもの)	職員の分娩	産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）・産後8週間	有給
	子の看護休暇	中学校就学前の子 1人につき年5日の範囲内	
	職員の出産補助	3日の範囲内	
	職員の結婚	7日の範囲内	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
	忌引	配偶者が死亡した場合（10日以内） 父母または養父母が死亡した場合 （血族…7日以内、姻族…3日以内）	

(注) 上記以外に介護休暇（無給）等があります。

##### ② 育児休業制度（平成23年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1週間当たりの勤務時間が24時間35分を超えない範囲で条例で定める時間	
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

#### 4 分限および懲戒処分

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため等）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

##### (1) 分限処分の状況（平成22年度）

内 容	人 数
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	27 人
降 給	0 人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成22年度）

内 容	人 数
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

## 5 服務の状況

服務の根本基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この服務の根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

### 営利企業等従事許可の状況（平成22年度実績）

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0 件
自ら営利企業を営むこと	0 件
報酬を得て事務等に従事すること	2 件

## 6 研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進の目的に、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。

このことについては、地方公務員法の中に規定されており、古賀市では階層研修、管理監督者研修、基礎研修、実務研修、人権研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

平成22年度に行われた主な研修には、次のものがあります。

階層研修	新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修 等
管理監督者研修	管理監督者意識改革研修、ハラスメントラインケア研修 等
基礎研修	事務改善研修、実用文章研修、接遇研修、交渉力向上研修、カウンセリングマインド研修 等
実務研修	市町村民税研修、固定資産税研修、OA研修 等
人権研修	人権問題職員研修、経5・10年職員人権研修 等

### (2) 勤務成績の評定

#### ① 勤務成績の評定制度の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評価することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

現在、新たな人事評価制度の導入に取り組んでいます。

## 7 福祉および利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

このほかに、古賀市、古賀高等学校組合、北筑昇華苑組合及び玄界環境組合の職員により構成する古賀市職員互助会に加入しており、その概要は次のとおりです。

互助会名称	古賀市職員互助会
互助会会員数	465人（内古賀市職員 425人）
互助会事業実績総額	25,445千円
互助会公費補助等総額	12,596千円
互助会公費補助率	51.00%
一人あたり公費負担額	27,000円

### （1）定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況（平成22年度実績）

区分	受診者数
職員総合健診	356名

### （2）公務災害補償

公務災害等の認定状況（平成22年度実績）

公務災害	通勤災害	計
0件	0件	0件

## 8 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

●平成21年度末～22年度末件数 0 件

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

#### 1 職員数に関する状況

●平成21年度末～22年度末件数 0 件

<お問い合わせ先>

- この記事に関するお問い合わせは  
人事課 T e l 0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 1 1 (内線382番へ)